

■第337回食品安全委員会

日時：平成22年6月24日（木）14：00～14：46

傍聴者：17名

議事概要：

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○農薬 8品目

1) エトフメセート 2) テブフロキン 3) ピラクロニル
4) フルフェノクスロン

- ・厚生労働省から説明。
- ・農薬専門調査会において審議することとなった。
- 5) 2, 4-D 6) グリホサート 7) トリシクラゾール
8) ベンタゾン
- ・農林水産省から説明。
- ・農薬専門調査会において審議することとなった。

*エトフメセート：

除草剤で、てんさいへの新規登録申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

*テブフロキン：

殺菌剤で、水稲への新規農薬登録申請がされています。

*ピラクロニル：

除草剤で、水稲に使用し、ひえへの適用拡大申請がされています。

*フルフェノクスロン：

殺虫剤で、りんご、なし、大豆等へ使用します。あずき、かんしょ、西洋わさび、ケール、にんじん、すもも等への適用拡大申請並びに魚介類への残留基準の設定要請がされています。

*2, 4-D：

除草剤で、水稲、さとうきび等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う飼料中の残留基準が設定されています。

*グリホサート：

除草剤で、稲、きゃべつ、りんご等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う、飼料中の残留基準が設定されています。

*トリシクラゾール：

殺菌剤で、稲に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う飼料中の残留基準が設定されています。

*ベンタゾン：

除草剤で、水稲、たまねぎ等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う飼料中の残留基準が設定されています。

(2) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について

1) 農薬「イソキサフルトール」に係る食品健康影響評価について

- ・「イソキサフルトールの一日摂取許容量（ADI）を、0.005mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

*除草剤で、日本国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

2) 農薬「イマザピックアンモニウム塩」に係る食品健康影響評価について

- ・「イマザピックアンモニウム塩のADIを、0.27mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

*除草剤で、日本国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

3) 動物用医薬品「クロルスロン」に係る食品健康影響評価について

- ・「現時点で得られている知見からは遺伝毒性及び発がん性について結論を導くことは困難であるため、ADIを設定することは適当でない。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

*寄生虫駆除剤で、牛の肝蛭の成虫駆除に用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

4) 動物用医薬品「クラブラン酸」に係る食品健康影響評価について

- ・「クラブラン酸のADIを、 0.01 mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

*β-ラクタマーゼ阻害薬で、アモキシシリンとの配合剤として、細菌感染症の治療等に用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

5) 動物用医薬品「セファレキシン」に係る食品健康影響評価について

- ・「セファレキシンのADIを、 0.06 mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

*抗菌剤で、牛の乳房炎の治療等に用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

(3) 企画専門調査会における審議結果について

1) 平成21年度食品安全委員会運営計画のフォローアップについて（報告）

2) 平成21年度食品安全委員会運営状況報告書について

- ・担当委員の長尾委員及び事務局から説明。
- ・「平成21年度食品安全委員会運営計画のフォローアップ」について了承され、「平成21年度食品安全委員会運営状況報告書」について決定された。